真のタックスペイヤーをめざす

UENO



令和８年度　公益社団法人 上野法人会・女性部会
〈税に関する絵はがきコンクール〉
女性部会長賞　台東区立東泉小学校　６年生の作品

冬号
NO.525

公益社団法人
上野法人会
https://www.uenohoujin.or.jp

社会保障に充てる消費税の減税には慎重な対応が必要！

法人会
令和9年度税制改正
提言

法人会は令和９年度税制改正への提言をまとめ、政府や関係省庁に実現を求めて活動を始めました。とくに、財政健全化は欠かせないとして歳出・歳入の一体的な改革を図るとともに、来春予定されている消費税減税に中小・零細企業への万全なる配慮措置を強く求めています。

※紙幅の関係上、要約掲載いたします

Ⅰ 税・財政改革のあり方

■　社会保障財源に充てることが定められている消費税の減税を巡っては、物価高対策としての効果が不透明とされている。物価高対策としては中低所得者に一定の給付措置を早期に講じる方が有効である。また、飲食料品の消費税率を１％に引き下げた場合、減収分と給付金を合わせた財源が明確に示されていない懸念も解決されていない。さらに事業者は消費税減税を実施する２年間のためにレジシステムの変更や社員教育等を強いられるなど、費用や人手の面を含めて負担が大きい。

法人会はかねて政府・与党に対し、消費税減税には慎重な対応を求めてきたが、中小・零細企業に配慮した万全の措置を講じるように強く訴える。また、２年で減税を終えるように努めるべきである。

１．財政健全化に向けて

財政健全化は国家的な課題であり、財政の持続可能性を高めるために本格的な歳出・歳入の一体的な改革を進めることが重要である。

今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には莫大な財政需要が発生することが予想される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするためにも財政健全化は欠かせない取り組みである。

（１）政府は「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針２０２６）で財政健全化という文言を使わず、積極的な財政政策を打ち出した。財政健全化目標についてはこれまでの「プライマリーバランス（ＰＢ）の黒字化」に代え、国・地方の総債務残高を国内総生産（ＧＤＰ）比で安定的に引き下げる方針に改めた。

ＰＢ黒字化は「債務残高対ＧＤＰ比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理する」とした。官民で３７０兆円超の投資を目指す成長戦略を実現するため、予算編成に関する各省庁の概算要求基準も見直した。こうした見直しが無駄な予算の膨張につながらないように歳出全体を厳しく監視することが必要である。

（２）長期金利の上昇が続けば、将来的にはインフレによる税収増よりも国債の利払い費の方が増えることが想定される。インフレ傾向が強まる中で今後、金利の上昇で国債の利払い費増は必至だが、国債の信認が揺らげば、さらなる金利の高騰を招いて経済成長を阻害することも考えられる。

政府と日銀は健全な関係を構築し、金融市場の動揺を招かない細心の財政・金融政策を求める。

（３）防衛力の抜本強化に関しては、２０２７年度までの５年間で防衛費を総額４３兆円まで増やす方針を決めている。ただ、追加支出の大半は防衛増税に加えて、歳出改革や決算剰余金の活用で捻出するとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しており、着実な防衛力整備に向けて自然増収に依存しない安定財源の確保が欠かせない。

２．社会保障制度に対する基本的考え方

「骨太の方針２０２６」は社会保険料について、「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す」と明記した。政府はこの目標の実現に向けて具体的な行程表を作成する方針を示しており、実効的な社会保障改革につなげる必要がある。中小企業に着実な賃上げを促すためにも、事業主の社会保険料負担も同時に軽減すべきである。

（１）少子化対策は本来、消費税で対応すべきであり、その対策は現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。

また、社会保障国民会議は、飲食料品に対する消費税率、給付付き税額控除のあり方について議論しているが、社会保障のあり方についても同時に幅広く議論し、社会保険料の引き下げ策を検討しなければならない。

（２）企業の年収の壁への対応策として「支援強化パッケージ」が講じられているが、一時的な措置にとどまっている。中小企業の雇用実態を考慮した、安定的な制度の構築が必要である。

（３）中小企業における事業主の社会保険料負担は、賃上げに伴い年々増加している。事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第３号被保険者

制度の問題を含めて税と社会保障を一体的に議論すべきである。
（４）医療は成長産業と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進めることが重要である。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の普及に向けて安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などのさらなる拡充も欠かせない。
（５）介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者との間でメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

３．行政改革の徹底等

国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革に取り組まなければならない。
（１）国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
（２）厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
（３）「第２の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
（４）官業に対してＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

中小企業は地域雇用の受け皿としてだけでなく、我が国のサプライチェーン（部品の供給網）の担い手としても欠かせない存在である。そうした企業が優秀な人材を確保して事業を安定的に継続するためには、本格的な事業承継税制の創設に加え、企業自身がデジタル化を推進し、生産性の向上に努めることも重要である。

また、中小企業の活性化を促し、地域の中で存在感を発揮してもらうことは、地域経済の活力を取り戻すことにもつながる。地方創生の観点からも政府と地元自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

１．中小企業の活性化に資する税制措置

（１）法人税率について
近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、厳しい経済情勢などに鑑み、慎重に検討することを求める。
（２）法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例１５％（本則１９％）を本則化すべきである。また、昭和５６年以来、８００万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ１，６００万円程度に引き上げるように求める。なお、軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として時限的に設けられた措置ではあるが、中小企業は依然として賃上げや物価高への対応に苦慮していることから、上記見直しが直ちに困難な場合は、令和９年３月末日となっている適用期限を延長すること。

２．事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。
中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。
（１）事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
中小企業を安定的に存続させて地域の雇用を守るためにも、特に事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。
（２）取引相場のない株式の評価の見直し
国税庁では、会計検査院の所見を受け取引相場のない株式の評価制度のあり方について検討を行っているところであるが、評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮し、事業承継税制と一体で検討する必要がある。
（３）相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
特例制度の適用期限の延長を求める。延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く、適用件数が低調であることを踏まえ、上記（１）の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を特例制度並みに大幅に緩和するとともに、手続き面の簡素化を図ること。

法人会税制提言の全文については、全法連ＨＰをご覧下さい。https://www.zenkokuhojinkai.or.jp

委員会報告

第１回公益事業委員会

［と　き］令和８年７月 23 日（木）11：00 ～
［ところ］朝日信用金庫西町ビル４階

公益事業委員会（志賀委員長）では第 1 回公益事業委員会を開催しました。今後の事業についての話し合いが行われ、今年度のバス研修会の実施についてや、講演会の講師についての協議が行われました。


志賀委員長



第１回厚生共益事業委員会

［と　き］令和８年９月２日（水）11：00 ～
［ところ］朝日信用金庫西町ビル４階

厚生共益事業員会（八巻委員長）では、第１回厚生共益事業委員会を開催しました。11 月５日開催の「第 26 回法人会寄席 in 鈴本」など会員限定事業を中心に今後の活動予定について話し合いを行ないました。


八巻委員長



第１回組織委員会

［と　き］令和８年９月９日（水）11：00 ～
［ところ］朝日信用金庫西町ビル７階

組織委員会（上村委員長）では、第１回組織委員会を開催しました。今年度の会員増強活動について、活動施策、獲得目標等について話し合いを行いました。


上村委員長



セミナー報告

＜実務セミナー＞

1日でわかる！ 経理のすべて



【と　き】令和８年 6月15日（月）10:00～16:00
【ところ】 朝日信用金庫西町ビル６階





講　師
（有）マスエージェント代表取締役
林（はやし）　忠史（ただし）氏

＜オンライン税務セミナー＞

令和8年度税制改正と インボイス制度の注意点

【と　き】令和8年7月28日（火）14:00~15:30
【ところ】 オンライン開催



講　師
塩野貴之税理士事務所 代表
ＳＴコンサルティング合同会社
塩野（しおの）　貴之（たかゆき）　氏

健康セミナー メタボを防ぐ生活習慣



【と　き】令和8年 8月27日（木）14:00～15:30
【ところ】 朝日信用金庫西町ビル７階





講　師
一般財団法人全日本労働福祉協会　健康事業部
保健師　髙橋　彩氏

＜税務セミナー＞

令和8年度 税制の概要とポイント



【と　き】令和7年 9月24日（水）13:30～15:00
【ところ】朝日信用金庫西町ビル７階



【講 師】 東京上野税務署
法人課税第１部門





高橋 里枝　上席国税調査官
香取 大智　国税調査官

部会報告

源泉部会

第２回研修会

「労務管理、労働安全衛生管理及び労災補償給付について」

［と　き］令和８年８月 27 日（木）10：00 ～
［ところ］朝日信用金庫西町ビル７階
［講　師］上野労働基準監督署 第２方面主任監督官　河鍋　震哉 氏
安全衛生課長　田中　好一 氏
労災課長　高橋　宏美 氏





河鍋氏



田中氏



高橋氏

第３回研修会

「令和８年度税制改正にともなう年末調整（準備編）」

［と　き］令和８年 10 月９日（金）10：00 ～
［ところ］朝日信用金庫西町ビル７階
［講　師］東京上野税務署 法人課税第一部門
高橋 里枝上席国税調査官





高橋上席国税調査官

女性部会

絵はがきコンクール審査会／第２回幹事会

［と　き］令和８年９月 15 日（火）14：00 ～
［ところ］朝日信用金庫西町ビル４階会議室

女性部会（中村部会長）では絵はがきコンクールの審査会を開催し、今年度の入選作品22作品を決定しました。その後第2回幹事会を開催し、今後の事業などについて話し合われました。





中村女性部会長

〈管外研修会〉「秋のオペラ鑑賞会」

［と　き］令和８年９月 24 日（木）14：00 ～
［ところ］浅草ビューホテル・アネックス「六区」



女性部会（中村部会長）では今年度の管外研修会としてオペラ鑑賞会を開催しました。

東京上野税務署幹部と三部会（源泉・青年・女性）役員意見交換会

［と　き］令和８年９月４日（金）17：30 ～
［ところ］東天紅上野本店６階「ソールルーム」

東京上野税務署と三部会の役員の方々との意見交換会を開催しました。初めに7月10日付で着任された新幹部の方々との名刺交換、自己紹介を行い、部会間の情報交換等を行いました。

















上野法人会 会員限定 東京都美術館開館100周年記念
大英博物館日本美術コレクション 百花繚乱 海を越えた江戸絵画

【と　き】令和8年 9月25日(金) 18:00~18:30
【ところ】東京都美術館　講堂



会員限定企画 ～展覧会をもっと深く楽しむために～ 学芸員の解説付き『特別鑑賞会』

展覧会前に、当会会員限定にて東京都美術館の学芸員が、展覧会の見どころや作品、作家についてわかりやすく解説。理解を深めた後、鑑賞を楽しんでいただきました。

令和８年度　公益社団法人上野法人会・女性部会

主催：公益社団法人上野法人会
後援：国 税 庁

税に関する絵はがきコンクール

入選作品発表！

女性部会（中村部会長）では、税に関する絵はがきコンクールを開催いたしました。
台東区内小学校９校の６年生を対象に募集し、569 作品の応募がありました。

東京上野税務署長賞



星野　世奈さん（根岸小学校）

上野法人会長賞



丹治　舞さん（大正小学校）

台東区長賞



ロサザ　空蕗恵さん（東泉小学校）

女性部会長賞



吉田　結乃さん
（東泉小学校）



台東都税事務所長賞



長目　夏里奈さん
（谷中小学校）



優秀賞

（優秀賞：五十音順）



荒井　鉄平さん
（谷中小学校）



大多喜　柚乃さん
（根岸小学校）



小関　誌乃さん（平成小学校）



金子　灯さん
（忍岡小学校）

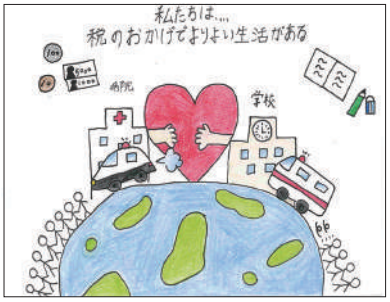


小田　美杏さん
（黒門小学校）

優秀賞



兼光　芹奈さん（黒門小学校）



小竹　りまさん（上野小学校）



逆井　翔さん（根岸小学校）



坂梨　由佳さん（上野小学校）



清水　アニサークローイーさん（大正小学校）



竹澤　泰斗さん（金曽木小学校）



寺井　ゆずきさん（平成小学校）



長岡　泰佑さん（金曽木小学校）



橋口　瑞希さん（根岸小学校）



藤本　柚季さん（忍岡小学校）





和田　愛海さん（金曽木小学校）



宮沢　凛さん（根岸小学校）



広報委員が心に留まった記事をお届けします

広報委員の興味しんしん

川柳発祥の地　上野

広報委員：松本恵司

◇ 川柳の起源 ◇

川柳は、江戸時代に江戸で生まれた十七音の庶民文芸として今日に伝わっています。この川柳という名称は、宝暦七年（1757 年）に浅草新堀端（現在の蔵前）に始まりました。　母体となったのは「前句付（まえくづけ）」。江戸時代、お題となる七･七の下の句（前句）に対して、五・七・五の上の句（付句）を付けて滑稽やユーモアを競い合う懸賞娯楽「前句付」が流行していました。

創始者で点者（選者）であった柄井川柳（からい せんりゅう）が「万句合（まんくあわせ）」という選句会を開始すると、彼の優れた選句眼（選んだ句）が大人気となり、選考者である「川柳」の名をとって、このスタイルの短歌が「川柳」と呼ばれるようになります。



東京都台東区・京成電鉄上野駅正面口横にある「誹風柳多留発祥の地」記念碑

◇ 川柳と上野 ◇

上野は川柳が単なる庶民の懸賞遊びから「文芸」へと発展・定着する舞台となった場所といわれています。

柄井川柳が選んだ優れた句を集め、前句（七･七の下の句）を切り離して五･七・五の独立した作品として出版したのが『誹風柳多留（はいふうやなぎだる）』という句集でした。

明和二年（1765 年）呉陵軒可有（ごりょうけんかゆう）という人物が、初代川柳評の前句から十七音の付句のみで鑑賞できて、深い笑いのある句を選び、今日「川柳の原点」とも呼ばれている『誹風柳多留』という本を刊行しました。この句集は大ヒットし、江戸のベストセラーとして幕末まで長く続くことになります。

このことにより川柳は｛十七音独立文芸｝として、確立され、後に全国へと広がっていきました。

『誹風柳多留』の版元（出版社）である「花屋久次郎」の店があったのが、上野広小路でした。

花谷久次郎は俳諧書などを刊行するかたわら三代にわたり『誹風柳多留』を通して「川柳」の隆盛に貢献し、川柳を江戸文芸の一つにまで育て上げてきました。



上野から江戸全域へ、そして後世へと川柳が出版物として広まったことから、上野は「文芸としての川柳が確立された地」と位置づけられています。

現在、京成上野駅の近く（上野公園入口脇）には、「誹風柳多留発祥の地」の記念碑が建てられています。

「羽のある
　いいわけほどはあひる飛ぶ」

という句と共に黄金のあひる像が建っています。

また、同じく江戸時代の頃、極楽往生を願う信仰が行楽を伴って盛んでした。

ここ上野広小路には六体の阿弥陀仏をお祀りした常楽院（じょうらくいん）があり、春・秋の彼岸などは大勢の人々で賑わっていた様子が「江戸名所図絵」にも描かれています。広小路のお堂は関東大震災と戦火による焼失を経て調布市に移転しましたが、参詣の便を図って縁（ゆかり）ある上野池之端「東天紅」の敷地に別院を設け、模刻の阿弥陀様をお祀りしています。



◇ 江戸六阿弥陀縁起 ◇

聖武天皇の頃（724-749 年）、武蔵国足立郡（今の東京都足立区）に沼田の長者と呼ばれる庄司（荘園を管理する人）従二位藤原正成という人がいました。多年子宝に恵まれずにいましたが、ある時、熊野権現（和歌山県）に詣でて祈願をしたところ、ご利益を得てようやく一女を授かりました。この息女は足立姫と呼ばれたほどに美しく、仏を崇い、天質聡明でしたが、隣りの郡に住む領主豊島左ヱ門尉清光に嫁がせるとその領主の姑が事々に辛くあたり、悲嘆の日々を送ることになりました。そしてある時、里帰りの折りに思い余って沼田川（現・荒川）に身を投げ五人の侍女もまた姫のあとを追って川に身を投じたのでした。

後日、息女らの供養に諸国巡礼の旅に出た長者が再び熊野権現に詣でたところ夢に権現が立ち、「一女を授けたのはそなたを仏道に導く方便であった。これより熊野山中にある霊木により、六体の阿弥陀仏を彫（きざ）み広く衆生を済度せよ」とおっしゃいました。長者が熊野山中を探し歩くと光り輝く霊木を見つけ、長者は念を込めてその霊木を海に流しました。長者が帰国してみると霊木は沼田の入江に流れ着いており、間もなくこれも先の夢のお告げの通りに、諸国巡礼の途に沼田の地に立ち寄られた行基菩薩に乞うて六体の阿弥陀を彫り、六女ゆかりの地にそれぞれお堂を建ててこれを祀ったということです。

現在も地域の方々の心の拠りどころとしてお詣りにみえる方が絶えません。そして、この六阿弥陀第五番常楽院の別院に「誹風柳多留巻頭の地」と『誹風柳多留』巻頭の一句の石碑があります。その句をご紹介して結びとさせていただきます。

「五番目は
　同じ作でも江戸産まれ」



上野池之端「東天紅」敷地内別院の、模刻の阿弥陀様



上野池之端「東天紅」
敷地内別院の石碑

支部・地区だより

竹町支部

竹町支部
【親子バスハイク】（礒谷支部長）



令和８年10月４日（日）さがみ湖 MORIMORI

自然の中、親子でバーベキューやアスレチックを楽しみました。

二長町地区（伊藤地区長）
【納涼夏まつり】



令和８年８月22日（土）二長町町会第二倉庫前

スイカ割やストラックアウトなどにみなさん賑やかに参加していました。

【慶寿会】



令和８年10月３日（土）いきいきプラザ地下ホール

マンドリンクラブの演奏も素晴らしく賑やかに楽しんでいただきました。





東上野支部

東上野支部
【ファミリーレクリエーション】（上野支部長）



令和８年８月23日（日）伊香保・水澤観音

伊香保おもちゃと人形自動車博物館、水澤観音を見学しました。

東上野宮元地区
【ふるさと祭り】（矢口地区長）



令和８年９月26日（土）下谷神社境内及び参道

町会内外より多くの方が参加して屋台や輪投げ等は大盛況でした。

東上野神吉地区
【敬老祭】（河井地区長）



令和８年９月19日（土）神吉会館

町会員が協力して地域の高齢者の方に記念品をお渡ししました。





上野支部

上野支部
【区民レクリエーション大会】（太田支部長）



令和８年９月30日（水）埼玉県比企郡

醤油蔵と酒蔵を見学、割烹旅館で日本五大名飯「忠七めし」を食べました。

池之端三丁目地区
【お祭り】（平﨑地区長）



令和８年８月29日（土）～30日（日）池之端３丁目全域

山車巡業に参加した子供たちにジュースやお菓子を配りました。

金杉支部

金杉支部
【金杉っ子まつり】（下平支部長）



令和８年10月４日（日）柏葉中学校校庭及び金杉区民館

天候に恵まれ、多くの子ども達や保護者が来場し、大盛況でした。

竜泉中部地区
【夏祭りゲーム大会】（山田地区長）



令和８年８月22日（土）台東区立一葉記念公園

子ども達は無料で輪投げ、スイカ割などを楽しんでもらいました。

入谷支部

中根岸地区
【子ども会】（竹田地区長）



令和８年９月23日（水）防災ひろば根岸の里

寒い中でもかき氷は意外に盛況でゲームコーナーも楽しく遊べました。

仲入谷地区（鍔地区長）
【金魚すくい大会】



令和８年８月23日（日）台東区入谷

多くの家族が参加して、金魚すくい、射的等を楽しみました。

【レクリエーションバスツアー】



令和８年９月27日（日）千葉県館山方面

地域の方々とおしゃべりしながら秋の味覚や滝見学を楽しみました。

本入谷地区
【納涼大会】（矢部地区長）



令和８年８月30日（日）小野照崎神社境内

ドジョウつかみでは大声を上げて子ども達は楽しんでいました。

税務署からのお知らせ

令和８年分の年末調整における主な改正事項

本年 12 月に行う年末調整においては、**基礎控除の引上げ等**の改正が行われていますので、ご注意ください。
詳細や最新情報は、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」をご確認ください。

・基礎控除の引上げ

次のとおり、合計所得金額に応じて、**基礎控除額が引き上げ**られました。

合計所得金額	489 万円以下	489 万円超 655 万円以下	655 万円超 2,350 万円以下
控除額	104 万円	67 万円	62 万円

（注）１　合計所得金額が 655 万円以下の場合の控除額は、所得税法第 86 条の規定による基礎控除額 62 万円に、租税特別措置法第 41 条の 16 の２の規定による加算額を加算した額となります（この加算は、居住者についてのみ適用があります。）。
２　合計所得金額 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

・給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除の最低保障額が引き上げられ、給与等の収入金額が 220 万円未満の場合の給与所得の金額は、次のとおりとされました。

給与等の収入金額	74 万 1,000 円未満	74 万 1,000 円以上 219 万 1,000 円未満	219 万 1,000 円以上 219 万 3,000 円未満	219 万 3,000 円以上 219 万 6,000 円未満	219 万 6,000 円以上 220 万円未満
給与所得の金額	なし	その収入金額 －74 万円	145 万 1,000 円	145 万 3,000 円	145 万 6,000 円

（注）１　上記に伴い、**「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されていますので、ご注意ください。**
２　家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例については、必要経費に算入する金額の最低保障額が 65 万円から 69 万円に引き上げられました。

・扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が 58 万円以下から **62 万円以下**に引き上げられるなど、**所得要件が改正**されました。

扶養親族等の区分	扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	特定親族	配偶者特別控除の 対象となる配偶者	勤労学生
所得要件（※）	62 万円以下	62 万円超 123 万円以下	62 万円超 133 万円以下	89 万円以下

（※）合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

・年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

⑴　新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、**年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合**の一般生命保険料控除の控除額は、次の表のとおり計算することとされました。

年間の新生命保険料		控除額
	30,000 円以下	新生命保険料の全額
30,000 円超	60,000 円以下	新生命保険料 ×1/2＋15,000 円
60,000 円超	120,000 円以下	新生命保険料 ×1/4＋30,000 円
120,000 円超		一律 60,000 円

⑵　旧生命保険料及び上記⑴の適用がある新生命保険料を支払った場合の一般生命保険料控除の適用限度額が**６万円**とされました。
（注）一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、改正前と同様の 12 万円となります。

《年末調整における留意事項》

① 従業員の方に、改正により**新たに扶養控除等の対象となった親族等がいないか**確認してください（改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいる場合には、「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けてください。）。
② 年末調整の計算は、**「令和８年分年末調整のしかた」に掲載の「令和８年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」、改正後の基礎控除額及び改正後の生命保険料控除額の計算式に基づいて**行ってください。

キャッシュレス納付について

キャッシュレス納付が便利です！

キャッシュレス納付を利用することで、税務署や金融機関へ出向くことなく、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末などから e-Tax を利用して納付することができます。

※　源泉所得税についてキャッシュレス納付を利用するためには、事前に e-Tax で所得税徴収高計算書データを作成・送信する必要があります。

≪表紙≫　令和8年度 税に関する絵はがきコンクール
上野法人会女性部会長賞作品：台東区立東泉小学校6年生　吉田 結乃 さん

■令和8年11月発行　■発行人　広報委員会　委員長　木村雄二　■発行所　公益社団法人上野法人会
（〒110-0015　台東区東上野1-2-1　朝日信用金庫西町ビル5階　TEL5818-1151　FAX5818-1141）



Audi A6 TFSI quattro 200kW[S lineパッケージ/オプション装着車]

The all-new Audi A6 特別優待販売のご案内

東京法人会連合会からのお知らせです。
新型Audi A6を含むAudiの新車をご購入の際、会員の皆様には特別ご優待価格にてご購入いただけます。
詳細につきましてはAudi Special Campaign サイト(右下二次元コード)をご覧ください。

※ Audi Special Campaign サイトの閲覧にはユーザー名・パスワードの入力が必要です。
ユーザー名・パスワードの情報は、東京法人会連合会事務局、または所属法人会までご確認ください。
【東京法人会連合会事務局】TEL:03-3357-0771 / E-mail:info@tohoren.or.jp

お問合せ先:Audi 特別販売事務局(平日 10:00-18:00 土日祝を除く)
TEL:03-4233-0822　E-mail:info@auditokuhan.jp

Audi Special
Campaign サイト

●掲載の写真のボディカラーは印刷インクの性質上、実際の色とは異なって見える場合があります。
●掲載の写真は、日本で販売される車両とは仕様が異なる場合があります。またオプション装備を含むものもあります。
●他のキャンペーン特典との併用は出来ません。●対象期間及び対象車種につきましては、Audi Special Campaign サイトにてご確認ください。
●本キャンペーンは予告なく変更・終了する場合がございます。予めご了承ください。



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約4,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約450億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2025年7月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2025-0008(2025年7月29日)P6965

資料請求
お問合せは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL 03-3357-1641　FAX 03-3357-1642
https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp